

「飯田市小中学校いじめ対策指針」の改定について

飯田市教育委員会事務局 学校教育課

1 「飯田市小中学校いじめ対策指針」の改定が必要とされる理由

飯田市教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年制定・施行)に基づいて、国および県が定めた「いじめ防止等のための基本方針」をふまえ、平成25年9月に「飯田市小中学校いじめ対策指針」を策定しました。そして、この指針に基づいて、各校において「いじめ対策指針」および「いじめ対応マニュアル」を定め、いじめの未然防止、いじめへの指導等を行ってきました。

その後、国の「いじめ防止等のための基本方針」の改定(平成29年3月)、県の「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成30年3月)の改定が行われましたので、それを受けて今回、飯田市教育委員会においても、「飯田市小中学校いじめ対策指針」および「いじめ対応マニュアル」の改定を行います。なお、改定にあたり、いじめの防止へむけての取り組みを推進するねらいを強調する立場から、その名称も国および県の当該文書名にあわせて、「飯田市小中学校いじめ防止等のための基本方針」と改めます。

2 飯田市におけるいじめに関する現状 *文部科学省「問題行動調査」による

校種 年度	小学校			中学校		
	認知件数	解決した件数	解消率	認知件数	解決した件数	解消率
H30	476	430	90.3%	83	72	86.7%
H29	413	364	88.1%	44	33	75%
H28	86	81	94.2%	65	50	76.9%
H27	19	18	94.7%	58	35	60.3%
H26	47	40	85.1%	186	179	96.2%
H25	54	40	74.1%	89	59	66.3%
H24	97	84	86.6%	115	85	73.9%
H23	23	16	69.6%	46	34	73.9%

*文部科学省では、「いじめ認知件数が多いこと」を問題視してはいません。認知件数が増えることは、むしろ積極的にいじめ対応を行っている証左であるとの認識を示しています。

3 「飯田市小中学校いじめ対策指針」の課題

- (1) いじめが重大な権利侵害(人権侵害)であり、不法行為であることの明示不足。
- (2) 教育委員会が設置する調査・解決機関についての規定がなく、当該機関が未設置。

4 「飯田市小中学校いじめ対策指針」改定のポイント

- (1) 予防的・開発的生徒指導の重要性を強調したこと
 - ・いじめが重大な人権侵害、刑事罰の対象となり得る違法行為であり、民法上の不法行為にもなり得ること等を、学級活動や社会科等の授業で学ぶべきことを規定。
 - ・児童生徒がお互いの考え方や性格、人間性を理解し、多様性を尊重しあえるような取り組みを、学級の日常生活や授業の中で積極的に行うべきことを規定。
 - *「飯田市小中学校いじめ対策指針」の名称も、いじめの未然防止の重要性を強調する立場から、「飯田市小中学校いじめ防止等のための基本方針」と改めた。
- (2) いじめ認知における初期対応、特に「いじめ防止対策推進法」に基づいた迅速かつ組織的な対応の必要性を強調したこと。
 - ・いじめを認知した場合、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに校内のいじめ対策・対応のための組織に報告し、学校の組織的な対応につなげるべきことを規定。
- (3) 学校のいじめ対策の取り組みについての関係者による評価を確実に位置づけるとともに、関係者からの提言を各校のいじめ対策に反映すること。
 - ・学校自己評価を通じて、各校のいじめ対策について児童生徒、保護者等からの意見や提言を取り入れるべきことを規定。
- (4) いじめ対策における地域と連携した取り組みを推進すること。
 - ・学校運営協議会の場で、いじめ防止の対策、地域組織がつかんでいる家庭に関する情報等について関係者が情報を共有し、共同歩調で取り組むべきことを規定。
- (5) 重大事態が生じた際の学校、教育委員会、市長、議会の動きを明確化したこと。
 - ・教育委員会が設置する「飯田市いじめ調査・解決委員会」について規定。



飯田市小中学校

いじめ防止等のための基本方針

— いじめのない学校をめざして —



平成 25 年9月

(令和2年2月 改定)

飯田市教育委員会

目 次

「ストップ！いじめ」～子どもたちを守るために～	1
1 いじめに対する基本姿勢	2
2 いじめの定義と基本的認識	2
(1)「いじめ」の定義	2
(2)いじめ問題の基本的認識	3
3 いじめを無くすために	4
(1)いじめの未然防止	4
(2)いじめの早期発見・早期対応	5
(3)いじめが発生したら	5
4 重大事態への対応	7

「ストップ!いじめ」～ 子どもたちを守るために ～

飯田市教育委員会では、いじめにより子どもが自ら命を絶つという痛ましい事件が全国で絶えない現状を踏まえ「いじめは絶対許さない」という強い意志と行動により、子どもの命を守り、誰もが楽しく、健やかな学校生活を送れるよう、「いじめ防止対策推進法」に基づいて定められた国の「いじめ防止等のための基本方針」、長野県の「いじめ防止等のための基本的な方針」をふまえて、平成 25 年に「飯田市小中学校いじめ対策指針」を策定しました。そして今回、国及び県の「いじめ防止等のための基本方針」等の改定(平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月)を受けて、「飯田市小中学校いじめ対策指針」を、その名称も含めて改定しました。

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなりかねない深刻な問題であり、重大な人権侵害です。いじめはどの学校においても、どの子にも起こりうるものであること、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであることを、学校(教職員)は常に認識している必要があります。そのため、学校(教職員)は日頃より「いじめを許さない学校づくり」として、児童生徒の相互理解を促し、多様性を尊重する態度を培うとともに、学校生活全般にわたって予防的生徒指導の発想に立った人間関係づくりに努め、児童生徒が発する小さな訴えのサインを見逃すことなく、いじめの未然防止・早期発見に努めることが大切です。そして、いじめを把握したら、「いじめ防止対策推進法」等の規定に基づき、迅速に対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成)を組織し、指導方針を共通理解した上で、役割分担して対応していく必要があります。

また、いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアに努めるとともに、対応策について保護者に十分に説明し、連携を図ることが重要です。

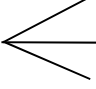
学校(教職員)は、「いじめを絶対に許さない」という意識を、児童生徒一人ひとりに徹底させるとともに、ひとりひとりの人権が尊重される「いじめを許さない・生まない学校づくり」に取り組んでいただきたいと思います。子どもたちの笑顔を守るため一丸となって、それぞれのお立場でご尽力をお願いします。

令和2年 2月

飯田市教育委員会 教育長 代田 昭久

1 いじめに対する基本姿勢

いじめを「しない」「させない」「許さない」

いじめを  誰もがしない
友だちや周りの人にさせない
絶対許さない

学校では、児童生徒の健全な心身の成長が図られるよう「いじめを『しない』『させない』『許さない』」を基本姿勢とし「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対応・指導」をいじめ対策の3つの柱として、「いじめのない学校づくり」をめざします。

2 いじめの定義と基本的認識

(1)「いじめ」の定義

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。この法律ではいじめの定義が明確にされています。児童生徒・学校・家庭・地域・教育委員会が共通認識として持つべきものであり、飯田市教育委員会では、この法律における定義と基本的認識を踏まえ、「いじめ対策指針」を定めます。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。

- 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
- 「一定の人間関係のある者」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。
- 「心理的な影響を与える行為」とは「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。
- 「けんか」については、被害性に着目していじめに該当するか判断します。

（「いじめ防止対策推進法」、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引」より）

【補足】

この定義は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえたものですが、現状のいじめの実態はきわめて巧妙かつ複雑で、見えにくいものとなっています。

加害者と被害者が入れ替わるケース、傍観者でいることが許されずいじめる側に荷担するケース、友だち同士のけんかやからかいがエスカレートしていじめに発展するケース、大人に対してよい子を演じている児童生徒が陰で隠れていじめをしているケース、また様々な理由で対人関係を築くことが苦手あるいは衝動性が強い児童生徒の関係するトラブル、ネット上での誹謗中傷など、その態様は様々です。したがって、先入観にとらわれることなく、児童生徒の心配な状況を察知したときは、この定義がそのまま該当しない場合であっても放置することなく、この指針等に基づいて速やかに親身になって指導を行うことが重要です。

※いじめの構造及びその心理については〈参考資料〉として6ページに掲載してあります。

(2)いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては「どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導すること

教師は、「どのような社会にあってもいじめは許されない」という明快な一事を、毅然とした態度で行きわたらせる必要があります。いじめは児童生徒の成長にとって必要な場合もあるという考えは、決して認められません。また、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。

② いじめられている児童生徒の立場に立ち、親身になって指導すること

教師は、児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める必要があります。どの子、どのクラスやどの学校でも深刻ないじめ事案が発生し得るという危機意識を持って取り組みます。また、いじめられている児童生徒を発見したら、児童生徒の安全を確保するとともに、学校全体で児童生徒を守り抜くための対策を講じます。

③ いじめの問題は、教師の人権感覚や児童生徒観、指導の在り方が問われる問題であること

教師は、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進しなければなりません。道徳教育や人権教育などの心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが重要です。

また教師は、児童生徒がお互いの考え方や性格、人間性を理解し、多様性を尊重しあえるような取り組みを、学級の日常生活や授業の中で積極的に行う必要があります。さらに、対人関係を築くことが苦手、相手の気持ちをくむことができない、落ち着きがなく集中できない、衝動的な行動をとるなどの課題を抱え、対人関係トラブルを起こしやすい児童生徒には、視覚的にわかりやすく集中しやすい学習環境づくりによる社会性の育成や、ユニバーサルデザイン[※]による学校・学級づくり、通常学級における個別の指導についても配慮していく必要があります。

④ いじめの問題の解決には家庭教育が重要であること

いじめ問題の解決のためには、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が重要です。そして、学校と家庭が連携を密にして児童生徒への教育に取り組んでいく必要があります。

また、いじめに関わる児童生徒の保護者の状況によって学校は相談機関等と連携し、保護者支援と児童生徒への指導を並行して行っていくことも大切です。

⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの予防やその解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場から役割を果たして取り組むとともに、家庭・学校・地域・関係機関が連携することも必要です。その際、コミュニティスクール運営協議会（学校運営協議会）の機能を活かすことが重要です。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢・性別・能力差・国籍など、さまざまな特性や違いをこえて、すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方です。この考え方を学校づくり・学級づくりに取り入れます。

((2)については「平成8年7月 文部科学省 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告)」を踏まえ、飯田市小中学校いじめ対策委員会で作成)

3 いじめを無くすために

(1)いじめの未然防止

① 学校は、思いやりの心や人権意識を醸成するために、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある教育活動を推進します

- (ア) 道徳教育、人権教育の視点から「正義や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「基本的人権を尊重する態度」「命の大切さ」を育む教育活動を小中学校が連携し、適切な情報交換をとおして系統的に取り組みます。
- (イ) 異年齢間交流により身近な先輩から自分たちの目標とする姿を見つけ、年下の子どもたちとの関わりから、他人をいたわる心や自己有用感を育む教育活動を推進します。
- (ウ) **いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、学級活動や社会科等の授業で学びます。**

② 学校は、児童生徒の良好な人間関係づくりに取り組みます

(ア)教職員は、児童生徒の健全な発達を支援します。

- 発達段階に応じた学習や集団活動で社会性を育むための指導を行います。
- 特に対人関係を築くことが苦手、相手の気持ちをくむことができにくい、落ち着きがなく集中が続かない、衝動的な行動をとるなどの児童生徒に対しては、コミュニケーションスキルを身につけるための個別の指導を行い、スモールステップを基本に、段階的に社会性を育てるよう配慮します。
- 教職員は、児童生徒の社会性の向上、ユニバーサルデザインによる学校・学級づくり、通常学級における個別の指導などに関する研鑽に努めます。

(イ)教職員は、学級づくり・集団づくりを充実させます。

- 児童生徒の良さを認め、ほめ、励まし、伸ばすことを基本として「どの子にも居場所のある」学級づくりに取り組みます。
- 児童生徒がお互いの考え方や性格、人間性を理解し、多様性を尊重しあえるような取り組みを、学級の日常生活や授業の中で積極的に行います。
- 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行っていきます。
- ユニバーサルデザインによる学級づくりを進めます。その際、発達障害を含む、障害のある児童生徒、外国に由来のある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒等、配慮を要する児童生徒について、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。
- 小さな問題も見逃ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行います。

(ウ)学校は、児童会・生徒会等における自治的で主体的な活動を促進します。

- 教職員は、児童会・生徒会活動等の場において、児童生徒自身がいじめの問題の未然防止や解決に向けて、自治的で主体的に取り組むことができるよう支援します。

(エ)学校は、キャリア教育や豊かな体験学習を推進します。

- キャリア教育では、社会の中で児童生徒が自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を育み、他者と良好な人間関係をつくる力を醸成します。
- 「ふるさと学習」をはじめとする様々な体験学習などを通じて、自らをふり返る力を確かに育み、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義や公正さを尊重する心など、児童生徒に豊かな人間性と社会性を育みます。

③ 学校は、家庭と協力して家庭教育の充実を図ります

- 「我が家の結いタイム」を啓発促進し、家族どうしの良好な関係づくりを促進します。
- 日頃から児童生徒のよいところを認めてほめる、善悪の区別をわかりやすく伝えるなどの取り組みを家庭とも連携して行い、自己肯定感や思いやりの心や規範意識を育みます。
- 学校自己評価の中で、学校のいじめ防止対策や対応について家庭からの声を集め、取り組みの改善に努めます。

④ 学校は、公民館や地域組織と連携し児童生徒の社会性の向上と地域の一員としての自覚を促します

- 学校は、児童生徒に対し地域行事への参加を勧めるなど、積極的に地域と触れ合うような機会づくりに努めます。
- コミュニティスクール運営協議会(学校運営協議会)の場で、いじめ防止の対策やいじめへの対応、地域組織がつかんでいる家庭に関する情報等について関係者が情報を共有し、共同歩調で「いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

(2)いじめの早期発見・早期対応

① 学校は、常時的確な情報収集に努めます

- (ア) 面接による聞き取り調査、アンケート調査、行動観察など、状況に応じた実態調査を適時に実施します。
- (イ) 事実関係の究明にあたり、当事者だけでなく保護者や友人関係などからの情報及び訴えに耳を傾け、誠意を持って迅速に事実関係の把握を行います。

② 学校と教育委員会は、いじめの相談体制整備と周知をはかります

- (ア) 学校は、児童生徒の悩みを積極的に受けとめることができるよう、学級担任以外にも相談窓口となる職員を置き、児童生徒や保護者に周知します。
- (イ) 教育委員会は、学校外の相談窓口などの情報についても、児童生徒や保護者に周知します。

③ 学校は、保護者、地域と連携し、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにします

- (ア) 保護者との連携を密にし、いじめに関して学校に寄せられる情報及び訴え等に耳を傾け、誠意を持って対応します。
- (イ) 日頃から地域でも児童生徒に関心を持って見守っていただくよう、地域住民に協力を要請します。
- (ウ) 学校のいじめ対策等の情報を家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解を得るとともに、学校のいじめ対策等について学校自己評価において改善策等の提言を得るよう努めます。また、いじめの問題などに関し、保護者や地域の代表者と意見交換をする機会を設けます。
- (エ) ネット上の書き込みや SNS 等でのいじめを早期に発見するため、外部機関との連携を進めます。また、ネットトラブルへの対応や相談事業を専門とする外部機関に関する情報を、保護者に対して周知します。

(3)いじめが発生したら

① 学校は、いじめを発見したり、通報を受けたりした場合、全校を挙げて即時に対応します

- (ア) いじめを認知した教職員は、**他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校内のいじめ対策・対応のための組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。**
- (イ) 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく学校全体で対応します。そのために、すべての学校がいじめ対策・対応のための組織を設け、組織的な対応を確実に履行します。
- (ウ) 校長のリーダーシップの下、いじめ対策・対応のための組織を中心に、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して組織的に対応します。

② 外部機関との連携により、問題解決を図ります

- (ア) 学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、必要に応じて児童相談所・子育て支援課（こども家庭応援センター）などの相談機関、医療機関などとの連携を図ります。
- (イ) その児童生徒の行為が犯罪行為とみなされるときは、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ります。
ネット上の書き込みや SNS 等でのいじめにおいては、その匿名性からだれでも被害者・加害者になったり、大きな犯罪に巻き込まれたりする可能性があるため、警察や専門機関との連携を早期に図ります。

③ 以下の視点を重視して策定した「飯田市小中学校いじめ対策マニュアル」によって、飯田市小中学校のいじめ問題への対応手順を明確に策定します

- (ア) いじめられている児童生徒に対して
 - 学校は、いじめられていると訴える児童生徒を徹底して守り通し、被害を受けた児童生徒の安全を確保します。
 - **安易に問題が解決したと判断せず、国の指針で示されたいじめ「解消」の目安である「3か月経過を見守る**ことを伝え、いつでも教職員と相談できる関係づくりに取り組みます。
 - 教職員、スクールカウンセラーなどが協力して、被害を受けた児童生徒の心のケアを行います。
- (イ) いじめている児童生徒に対して
 - 学校は、「いじめを許さない」という態度を貫きます。

- いじめの動機や背景等について、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努めます。
- 児童生徒の抱える課題によっては、相談機関、医療機関と連携した指導を行います。
- いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であること、刑法等の定めにより処罰の対象となる違法行為であること等に気付かせ、他人の痛みを理解できるよう継続的な指導を行います。

(ウ) 周囲の児童生徒に対して

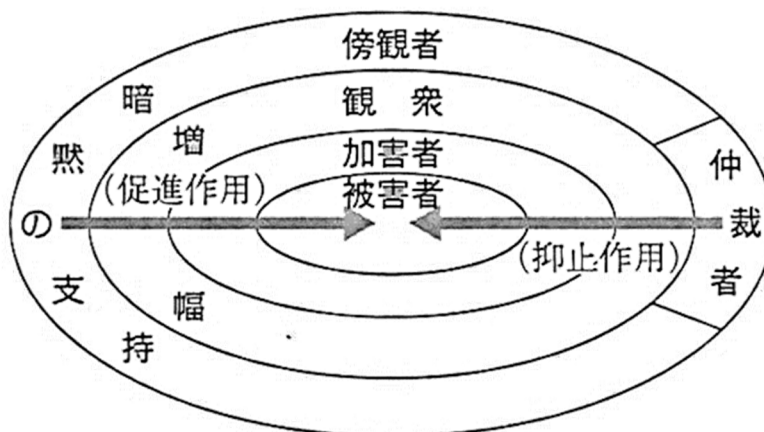
- 学校は、はやしたてたり、傍観したりする児童生徒に対しても、いじめと同様「許されない行為である」ことを指導します。
- はやし立てる児童生徒に対して、いじめと同等の非人間的で、違法な著しい人権侵害行為であると気づかせるとともに、相手の立場になって考え、行動することの大切さを伝えます。
- 傍観者でいる児童生徒に対して、そのことがいじめへの負担と同じであることに気づかせるとともに、児童生徒が主体的にいじめ対策に取り組む機会を作ります。

○参考資料

【いじめの構造】

いじめを理解する上で重要な視点は、いじめが意識的かつ集合的に行われるということです。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって起こっているのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、「傍観者」のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

◇「いじめ」の構造（森田洋司『いじめとは何か』（中公新書、2010年））



【いじめる心理】

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童生徒の生活を見ることでいじめの未然防止にもつながります。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

(文部科学省『生徒指導提要』(2010年))

4 重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定するいじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）およびこの基本方針に基づき、適切に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品などに重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- *その他、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1)教育委員会または学校の対応

①重大事態発生時の報告

重大事態が発生した(と疑われる)場合、「いじめ防止対策推進法」第3条第1項に基づき、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

②重大事態の調査

(ア) 調査の主体の判断

教育委員会は調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合や、学校主体の調査では十分な結果がえられないと判断した場合は、教育委員会が調査の主体となる必要があります。

(イ) 調査組織

教育委員会が調査の主体となる場合には、「飯田市いじめ問題調査・解決委員会」が調査を行います。調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で委員会を構成し、公平性と中立性を確保します。また、学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心として、事案の性質に応じて専門家も加え調査等に当たります。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や助言、人的措置も含めた適切な支援にあたります。

(ウ) 調査の実施にあたって特に留意すべきこと

- ・調査の目的は、当該の重大事態への対処と同種の重大事態の発生を防止することです。
- ・因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り詳細かつ広範囲にわたって明確にします。その際、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ、誰から、どのようにおこなわれたか」、「いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員はどのように対応してきたか」等、客観的な事実関係を調査します。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、「国の基本方針」（自殺の背景調査における留意事項）、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省）等を参考とし、背景調査を行うことが必要です。また、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、遺族の心情に十分配慮し、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずるようにします。

③調査方針及び結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・教育委員会又は学校は、「いじめ防止対策推進法」第28条第2項に基づき、調査により明らかに

なった事実関係を適時適切な方法で保護者に説明します。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせます。その際、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、一方でその保護を理由に説明を怠ることがないようにします。

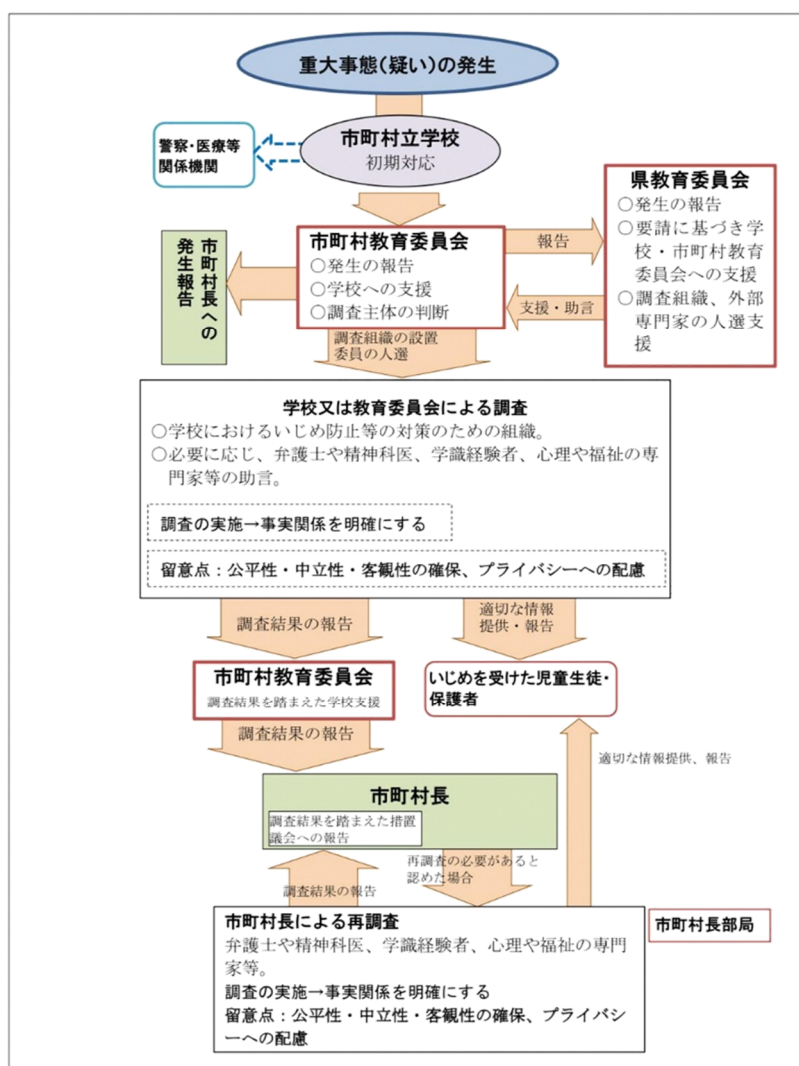
- ・教育委員会又は学校は、調査結果についても4(1)①同様の報告を行います。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告書に添付します。

(イ) 調査結果を踏まえた措置

- ・教育委員会は、調査結果に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の教育委員会及び学校の対応について、再発防止策等の検討を行います。
- ・教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家等外部人材の追加配置を行い、積極的に学校を支援します。

(2)市長による対応

【参考】重大事態(疑い)発生時の報告・調査(市町村立学校)



「調査結果の報告」を受けた市長は、当該の報告に係る重大事態への対処又は当該の重大事態と同種の事態の発生の防止のため、「いじめ防止対策推進法」第30条第2項に基づき、調査の結果について調査(以下「再調査」と記載)することを検討します。

① 再調査

・再調査にあたっては、教育委員会又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられます。

・従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又はその保護者が望む場合には、当初の調査に並行して、市長による調査を実施することもあります。

・市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

・学校について調査を行った場合は、個人のプライバシーへの配慮を確保した上で、市長は「いじめ防止

対策推進法」第30条第3項に基づき、再調査の結果を飯田市議会に適切に報告します。

- ・市長及び教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」第30条第5項に基づき、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該の調査に係る重大事態への対処又は当該の重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

**飯田市小中学校
いじめ防止等のための基本方針**

平成 25 年 3 月発行

平成 25 年 9 月改定

令和 2 年 2 月改定

飯田市教育委員会事務局 学校教育課
〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
電話番号：0265-22-4511（内線 3717）
FAX 番号：0265-23-8996
<http://iidacity-educationboard.com/>